別紙3

千代田町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和2年1月1日）	歳　出　額 A	実 質 収 支	人　件　費 B	人 件 費 率 B／A	(参考) 平成30年度の人件費率
令和元年度	人 11,266	千円 4,678,661	千円 215,577	千円 826,215	% 17.7	% 18.4

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
令和元年度	人 105	千円 348,683	千円 54,672	千円 135,368	千円 538,723

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,131	千円 5,544

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、令和２年４月１日現在の人数である。
　　３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、
　　職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

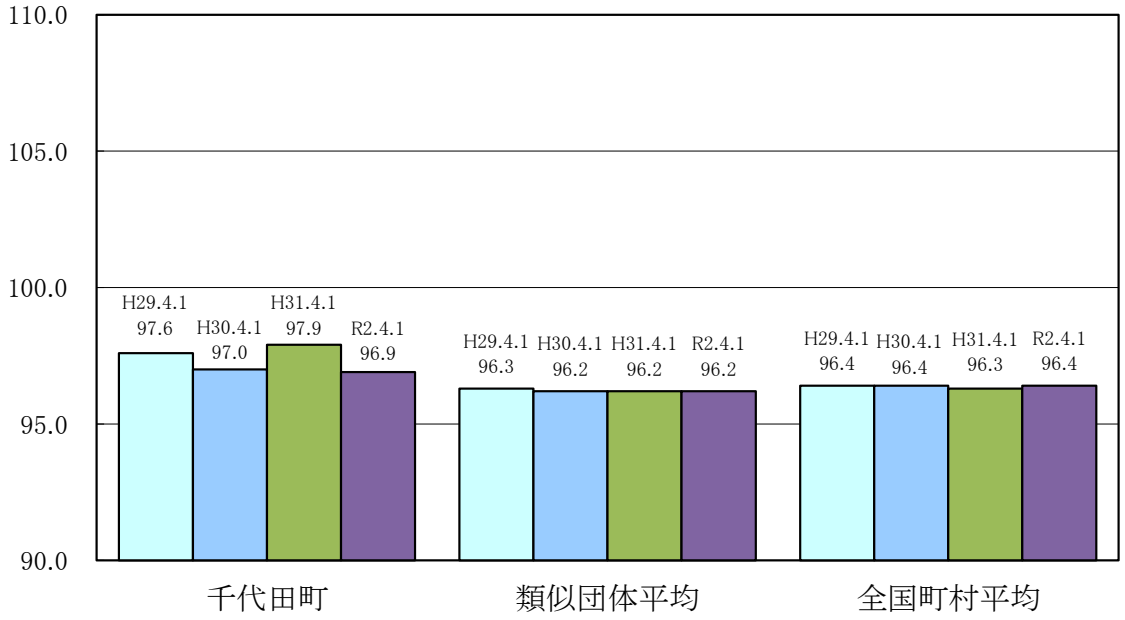

（注）１ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　令和２年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

（４）給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和元年度	円	円	円 (　　%)	%	%	%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末･勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和元年度	月	月	月	月	月	月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［(実施)　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２８年４月１日
（内容）町職員の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。激変緩和のため、２年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

千代田町は、地域手当支給率０％の地域のため、見直し対象外（勤務地が、国基準における支給対象地域の場合にのみ国と同率を支給。給与制度の総合的見直しを平成２８年４月１日より実施したため、平成２８年４月に遡及し、国基準の改定を実施。）。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（平成２８年４月１日実施。）。

(6)　特記事項

特になし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和２年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千代田町	38.5　歳	294,400　円	344,915　円	333,485　円
群馬県	43.4　歳	334,700　円	409,596　円	366,866　円
国	43.2　歳	327,564　円	―	408,868　円
類似団体	41.5　歳	302,596　円	349,574　円	325,535　円

②技能労務職

区　分	公　務　員					民　　間			参　考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
千代田町	－　歳	－　人	－　円	－　円	－　円	－	－	－	－
うち	歳	人	円	円	円		歳	円	
うち	歳	人	円	円	円		歳	円	
うち	歳	人	円	円	円		歳	円	
群馬県	53.7　歳	73　人	349,000　円	376,220　円	367,353　円	－	－	－	－
国	50.9　歳	2,319　人	287,283　円	－	328,862　円	－	－	－	－
類似団体	51.5　歳	5　人	280,085　円	294,819　円	288,268　円	－	－	－	－

区　分	参　　考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C／D
千代田町	－	－	－
うち	円	円	
うち	円	円	
うち	円	円	

※令和2年4月1日現在、千代田町において技能労務職は存在しない。

③教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千代田町	－ 歳	－ 円	－ 円
群馬県	43.8 歳	364,800 円	403,337 円
類似団体	39.7 歳	287,774 円	308,467 円

※令和2年4月1日現在、千代田町において教育職は存在しない。

（注）１ 「平均給料月額」とは、令和２年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　分		千代田町	群馬県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	187,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	153,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	150,600 円	149,500 円	－
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－
教 育 職	大 学 卒	182,200 円	209,000 円	－
	高 校 卒	150,600 円	－ 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	270,200 円	331,300 円	367,100 円	363,200 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
教 育 職	大 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

※高校卒の経験年数25年の対象となる職員は1名のため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
6　級	課長の職務	人 9	% 13.0	円 319,200	円 410,200
5　級	課長補佐の職務	人 5	% 7.2	円 289,700	円 393,000
4　級	係長又は係長代理の職務	人 19	% 27.5	円 264,200	円 381,000
3　級	主任の職務	人 12	% 17.4	円 231,500	円 350,000
2　級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 15	% 21.7	円 195,500	円 304,200
1　級	定型的な業務を行う職務	人 9	% 13.0	円 146,100	円 247,600

（注）１　千代田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

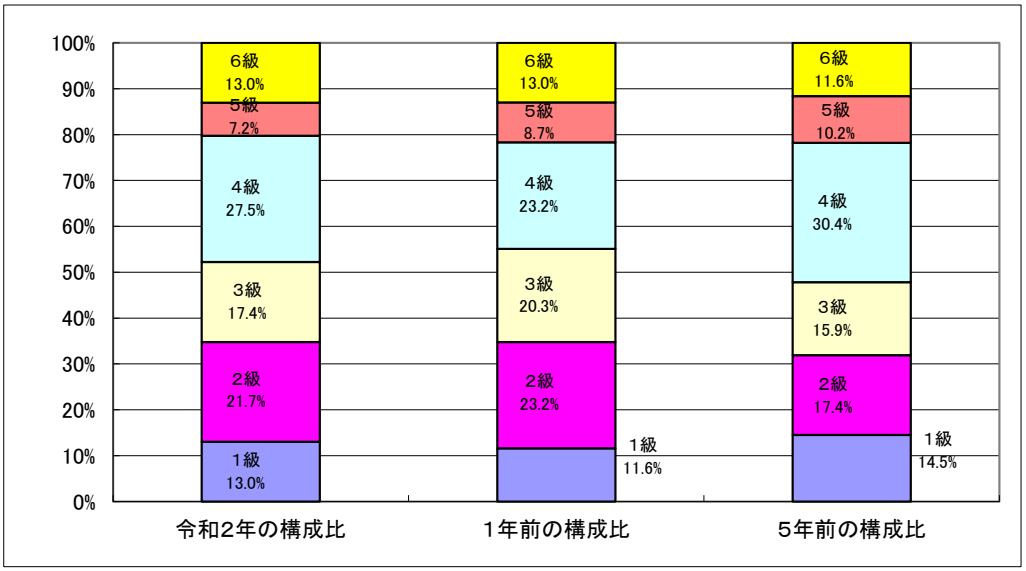

（注）平成１８年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和２年４月１日現在）

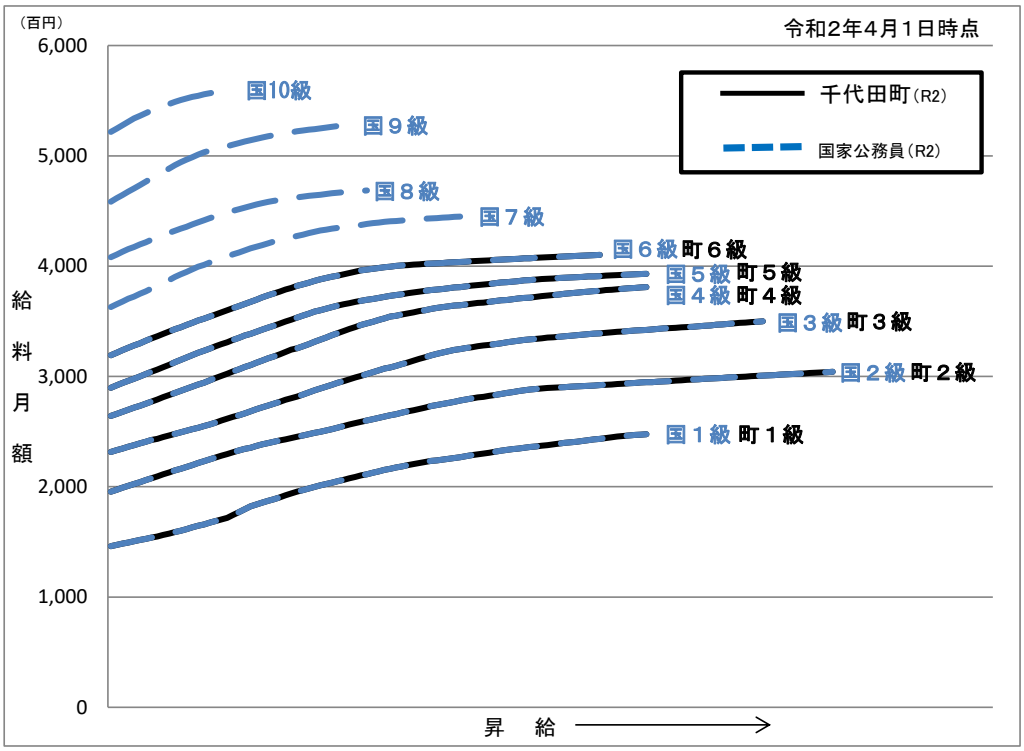

(3) 昇給への人事評価の活用状況（千代田町）

令和２年４月２日から令和３年４月１日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千代田町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,419　千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,703　千円	―
(令和元年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.90　月分 (　1.45　)月分　(　0.90　)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.90　月分 (　1.45　)月分　(　0.90　)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.90　月分 (　1.45　)月分　(　0.90　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（千代田町）

令和２年度中における運用		管理職		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和２年４月１日現在）

千代田町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置　定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)			その他の加算措置　定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
(退職時特別昇給　なし　) 1人当たり平均支給額　－　千円　－　千円					

(注) 令和元年度に退職した職員は自己都合、定年各1名のため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

(3) 地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績(令和元年度決算)	0　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	0　円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	8,405 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	118 千円
支給実績（平成30年度決算）	6,786 千円
職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	96 千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 （支給額） ・子　10,000円（16歳年度初め～22歳年度末　5,000円加算） ・子以外　6,500円	同		10,048　千円	245,073　円
住居手当	借家・借間　12,000円を超える家賃の額に応じて支給（最高27,000円）	同		6,773　千円	282,213　円
通勤手当	交通用具使用者（片道2km以上）　2,000円～24,500円	同		4,140　千円	49,283　円
管理職手当	課長・局長　62,300円 課長補佐　49,600円 係長　45,000円	異	支給単価	24,312　千円	592,976　円
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100×時間数	同		323　千円	8,502　円

５　特別職の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区分		給料月額等		
				(参考)類似団体における最高／最低額
給料	町長	553,000 円		846,000 円／ 514,400 円
		(－ 円)		
	副町長	543,000 円		680,000 円／ 479,000 円
		(－ 円)		
報酬	議長	318,000 円		354,000 円／ 247,000 円
		(－ 円)		
	副議長	243,000 円		306,000 円／ 193,000 円
		(－ 円)		
	議員	220,000 円		288,000 円／ 175,000 円
		(－ 円)		
期末手当	町長	（令和元年度支給割合）		
	副町長	4.5 月分		
	議長	（令和元年度支給割合）		
	副議長	4.5 月分		
	議員			
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	退職日給料月額×1年につき520/100	11,502,400円	任期ごと
	副町長	退職日給料月額×1年につき300/100	6,516,000円	任期ごと
	備考			

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数 令和2年	職員数 平成31年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門 議会	2	2	0	
	総務・企画	23	22	1	
	税務	10	10	0	
	労働	－	－	－	
	農林水産	6	5	1	
	商工	2	2	0	
	土木	8	7	1	
	民生	36	37	△1	
	衛生	7	8	△1	
	計	94	93	1	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 83.44 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 86.45 人)
	教育部門	11	12	△1	
	消防部門	－	－	－	
	小計	105	105	0	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 93.20 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 104.83 人)
公営企業等会計部門	下水道	2	2	0	
	その他	6	6	0	
	小計	8	8	0	
合計		113 [138]	113 [138]	0	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 100.30 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和２年４月１日現在）

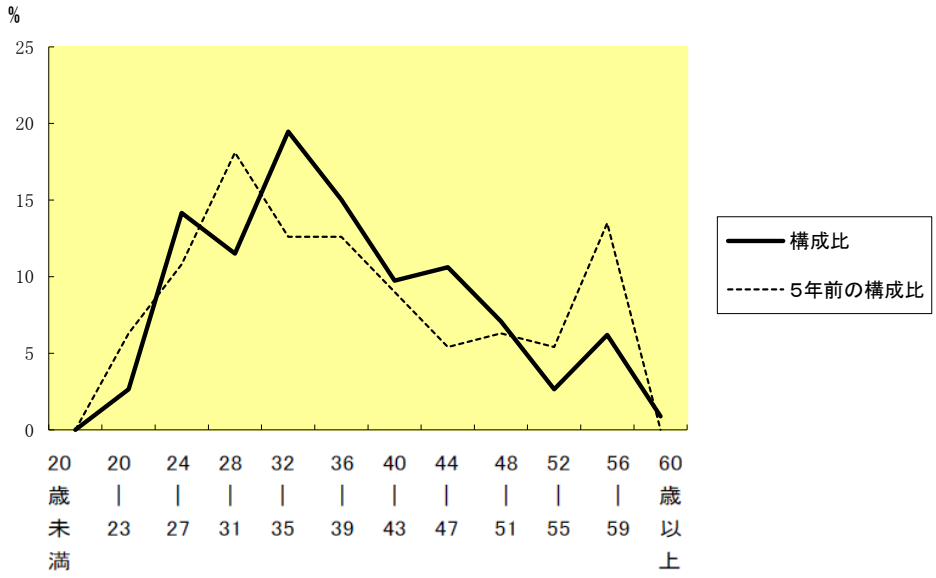

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 3	人 16	人 13	人 22	人 17	人 11	人 12	人 8	人 3	人 7	人 1	人 113

(3)職員数の推移

（単位：人・%）

年　度 部門別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	80	81	83	85	93	94	14(17.5%)
教育	20	20	20	19	12	11	△9(△45.0%)
消防	－	－	－	－	－	－	－(－%)
普通会計計	100	101	103	104	105	105	5(5.0%)
公営企業等会計計	11	8	8	8	8	8	△3(△27.3%)
総合計	111	109	111	112	113	113	2(1.8%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
　　２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

平成28年4月1日から水道事業が群馬東部水道企業団へ移管されたため、千代田町における公営企業職員は存在しない。